

# 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 編集委員会規程

## (総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会の編集委員会(以下「委員会」という。)は、定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

## (目的)

第2条 委員会は会誌の企画、編集、発行及び原稿募集等に関する実務を分掌し、その遂行の任にあたる。ただし、投稿規定は委員会及び学術部において協議し理事会の承認を経て別に定める。

## (組織)

第3条 委員会は編集委員長、委員若干名及び編集担当理事をもって組織する。

2 委員は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

## (招集)

第4条 委員会は、随時委員長が招集する。

## (任期)

第5条 編集委員長及び委員の任期は2年とする。

## (査読委員)

第6条 会誌の原稿に関し査読及び原稿採否の意見を求める為、査読委員を置くことができる。

2 査読委員は若干名として、専門分野ごとに学術部において会員の中から推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 査読委員の任期は2年とする。

## (規程の改廃等)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (細則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。